

令和4年9月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

(1) [知事提出議案](#)：可 決…2件

(9月30日(金) 病院局)

亀岡義尚委員

9月23日の開院式ではすばらしい病院を見せてもらい感謝する。今後10月に向けて様々な準備など対応をよろしく願う。

福祉公安委員会の審査があるということで、今朝ふと思い出したことを話す。今ほど医療観察法病棟が新設されるとの局長説明があったが、私の席の前方には法務省関係者が座っていた。詳細を承知しておらず申し訳ないが、医療観察法病棟は心神耗弱や心神喪失の状態であるため無罪となった者を治療することが目的であると思う。あらゆる予算には収入と支出があり、医療観察法病棟の運営に当たっては法務省の監督下にあると思うが、医業収益の位置づけを聞く。また、法務省や厚生労働省などを代行して県が運営していく病院であると認識しているが、その点についても聞く。

病院経営課長

医療観察法病棟は、罪を犯したものの心神耗弱等で罪に問われなかった者や不起訴となった者のうち医療的処置が必要な者について、裁判所が入院を決定した者を受け入れるための指定医療機関との位置づけである。

何か事件が起きた場合は、法務省や福島保護観察所等の法務関係機関や東北厚生局とも連携を取りながら、万全に医療を提供できるよう運営していく。

亀岡義尚委員

大体それは理解していた。

県立病院には収入と支出があるが、県が担う政策的な医療という役割、法務当局や厚生労働省など国の役割などが様々混じり合い病院が運営されていくと思う。決算や予算において医業収益や医業支出という言葉がよく使われているが、今後どのように運営していくのか疑問に思ったため割合的なものを質問した次第である。

病院経営課長

基本的には医療観察法病棟に入院すると、当然収入として入院基本料が入ってくる。医療観察法病棟については6万何かがしという通常の精神科における救急病棟の入院基本料の2倍程度の診療報酬を得ることになる。

専門病床を整備しているため、看護師等必要なスタッフを増員して対応している。現時点において医療観察法病棟単独での収支がどの程度になるか具体的な金額は積算していないため、今後推移を見守りたいと考えている。

鈴木優樹委員

関連であるが、それは措置費として国等からの収入になるのか、本人やその家族が支払うことになるのか。また、患者が入院しない場合は病棟をどのように運営していくのか聞く。

病院経営課長

診療報酬については、収入があることは承知しているが患者負担の発生有無は承知していないため、後ほど報告する。

患者が入院しない場合の運営については、現時点では本県出身者で他県の指定医療機関に入院中の患者が1月1日時点で13名程度いると聞いている。今後新規の入院患者もいると思うが、基本的には地元の患者を受け入れることになるため、現在他県での入院患者を転院させるなどにより、一定程度病棟に患者が回ってくると考えている。

安部泰男委員長

最初の質問内容については、この委員会中に回答できるか。

病院経営課長

時間を要すると思う。

安部泰男委員長

それでは、委員会終了後に報告願う。

病院経営課長

承知した。

山口信雄副委員長

あれほどのセキュリティであるが、経過観察で受け入れている間に火災などの災害が発生した場合、避難時のマニュアルはどのようになっているのか。

病院経営課長

火災などの災害発生時については、どのようなルートでどこへ誘導するなどを記載した院内の安全管理マニュアルを策定することになっており、現在最終チェックを行っている。今後、全職員に周知を徹底し訓練等を行いながら万全に対応していきたいと考えている。

さらに、ふくしま医療センターこころの杜において医療の提供ができなくなる事態が発生した際は、東北厚生局等と連携し、他の医療機関に転院させるなどの対応を取ることになっている。

山口信雄副委員長

限られたスタッフの中で危機管理の対応をしなければならない。また、警察と連携するかは分からないが、そうした部分もあると思うため、完成した段階で示してほしい。

荒秀一委員

先ほど局長の説明にもあったが、双葉地方の避難地域の解除に伴う受入れ病院の充実については、ふたば医療センター附属病院の拡充や大野病院の話題についても新聞等で報道されていた。今回、双葉地方における医療の受皿として速やかに準備しなければいけないと思うが、双葉地方における取組について聞く。

また、特に大野病院について検討していくとのことだが、どのような患者を想定し、新病院に持たせる新しい機能についてどのように話し合いをしていくのか、事務局としての基本的な考え方があるのか聞く。

病院経営課長

双葉地域における医療提供体制の取組については、双葉地域全体の話となると保健福祉部の所管になるため、県立病院に限定して述べる。

ふたば医療センター附属病院については、これまでは大野病院等を含めた双葉地域にある病院が救急医療を担っていたが、双葉地域での救急対応が難しくなり何とかしなければならないということで、大野病院の再開までの間の代替機能を担う位置づけで富岡町に整備した経緯がある。今回、大野病院に代わる中核的な病院を整備することになるが、新病院と現在あるふたば医療センター附属病院の2つの病院を運営するのは少し難しいため、ふたば医療センター附属病院については、今後どういった機能がよいか役割分担をしなければいけないと考える。新しい病院に持たせる機能、ふたば医療センター附属病院の位置づけを今後検討していく。

また、新しい中核的な病院については、第1回の検討会を立ち上げ、まもなく開催される第2回の検討会において病院の役割や主な機能について議論したいと考えている。大野病院に代わる中核的な病院となるため、地域医療を支える機能を持たせる必要があると考えているが、その辺りは検討会において様々な意見を得ながら固めていきたい。

先ほどの医療観察法病棟の入院料については、全額国費で賄われるため報告する。

(9月30日(金) 警察本部)

荒秀一委員

我が会派の一般質問にもあったサイバー犯罪対策について詳細を聞く。質問内容は人材育成の観点であり、答弁もその点に重きを置いたように思う。

深刻化するサイバー犯罪情勢を踏まえて本年6月に人材育成計画を改定したとの答弁があったが、県民にとってどのよう
に深刻なのか。また、人材育成計画改正の大きな目玉として幾つか言及されていたが、詳細を聞く。さらに、警察庁との連携についても聞く。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

サイバーセキュリティーを担当しているため、私から荒委員の質問に答える。

1点目の深刻な状況についてである。6月定例会の委員会でも若干触れたが、検挙件数は112件、対前年比で37件上回り、相談件数は8月末現在で3,244件、対前年比で492件増えている。全国的に刑法犯認知件数は減少傾向を呈しているが、サイバー関係については検挙件数及び相談件数がかなり増えている現状にあるため、こうした点から深刻な状況がうかがえる。

2点目の人材育成については、令和元年度に定めた人材育成計画に基づき、初級、中級、上級などのサイバー検定を開始したほか、各種教養や人材育成のレベル的なものを定めていた。近年のサイバー攻撃の状況が深刻化しサイバー警察局ができたが、これに合わせて人材育成計画の見直しを図り、一番低いレベル1から高いレベル5といったレベルごとに育成する。ある程度1人でサイバー犯罪捜査ができるレベル3の人材がどの程度必要かについて数値目標を各所属に照会し、ある程度数値目標に基づき深刻な情勢に対応していくという育成計画を新たに作っている。

3点目のサイバー警察局との連携についてである。今述べたように深刻なサイバー情勢があり、全国の警察組織が一丸となりサイバー空間の脅威に対応するために、その旗振り役として今年4月に警察庁がサイバー警察局を設けた。あわせて、関東管区警察局には捜査の管轄が全国となるサイバー特別捜査隊が設けられた。これは、アメリカでいうサイバー部門のFBIのようなイメージを持ってもらえばよい。

全国的な管轄も各県の任務も何ら変わりはないため、サイバー被害が生じた際は現場へ臨場し初期的な対応を行い、しっかり捜査の上サイバー警察局に検挙につながる情報などを上げ、関連する場合はサイバー特別捜査隊とも連携していく体制である。また、サイバー犯罪は世界中から発信されるため、国際捜査も視野に入れて対応していくよう進めている。

荒秀一委員

サイバー被害の具体的なケースについて、難しいと思うが簡単に説明願う。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

相談件数から分析すると、少なくなってはきているがスマートフォンなどの携帯電話に迷惑メールが送られている。また、携帯電話に「auPAY」などで「緊急」などといったショートメールが送信され、開封者が慌てて入力する例が多々あった。県警察で特定の通信事業者の名前を出して注意喚起したところ、6月以降は急激に減った。各委員においても、そうしたメールを受信した際は開かず、入力を求められても入力しないことが一番である。

荒秀一委員

本当に御苦労さまである。私も何度かそうした場面に遭遇しており意外と身近であるが、ましてや高齢者や必要以上に興味、関心を持つ者は引かかる可能性があるため、県民の相談窓口の充実がとても大事であると思う。私も迷惑メールを開いてよいのかとの相談を受けた際は開かない方がよいと答えており、私の仲間もそのように対応していると思う。県警察が相談窓口になると理解してよいのか、もしくはほかにも窓口があるのか。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

各警察署には警察安全相談の窓口があるほか、サイバー関係においてはメール相談も受け付けている。また、フィッシング詐欺に関する相談があれば、県警察が悪質サイトを集計し警察庁に報告するが、警察庁から管理者に働きかけを行い、

一般の人がサイトを開こうとした際にこのサイトは危ないとの注意喚起の表示が出るようなシステムがある。委員においては、各警察署やサイバー関係のインターネット相談窓口などの活用を指導願う。

荒秀一委員

おおむね了解した。サイバー関係については大事な情報の攻撃を個人が受ける例もあると思うが、県内企業の被害事例もあるか。

警備部統括参事官兼公安課長

サイバー攻撃対策プロジェクトを担当しているため、公安課長が回答する。

ランサムウェアという言葉聞いたことがあると思うが、全国では令和4年の上半期に114件の発生が確認され、2年の下半期以降増加傾向にある。具体的には、自動車関連企業や半導体関連企業のサプライチェーンが被害を受けたり、医療機関において新規患者の受入れがストップする事例が全国的に報告されている。

県内においては重大事案は把握されていないが、サイバーセキュリティ対策のサービスを提供している企業との意見交換によると、県内でもランサムウェアの被害事例があったとのことである。具体的には酒類小売店がランサムウェアに感染し、パソコンやサーバーの全データの使用ができなくなったり、コンビニエンスストアにおいてファイルが暗号化され、感染したパソコンから共有サーバーも感染し、全く復旧ができない事例があったとのことである。

被疑者の特定と実態解明、被害やその拡大の防止を図るためには事業者からの通報が重要である。県警察としては、重要インフラ事業者を中心とした個別訪問を通じて、被害防止のポイントや早期通報について指導助言を行い被害防止等に当たっていきたいと考えている。

荒秀一委員

特にインターネットやSNS等においては青少年の被害についても大変気になるが、被害状況と未然に防止した事例を聞く。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

インターネット利用に係る青少年の被害防止については、各警察署に配置されている少年警察補導員という女性職員が、小中学校や高校、また要望があれば大学1年生を対象に学校を訪問し、情報モラル教室としてインターネットの取扱いなどを教養している。こちらについては不足する部分があるため、サイバー関係では高校生や大学生をサイバー防犯ボランティアとして今年度は81名を委嘱し、県警察と連携しながら、我々の年代の言葉ではなく同世代の感覚や話言葉で、近い目線で指導教養してもらおう。こうした取組の実施により、インターネット利用や子供の被害防止のための教養を推進している。

遊佐久男委員

本部長から交通事故件数が減少してきているとの報告を受け、県民としては大変よいと思ったが、小中学生など年代別の状況が分かれば聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

中学生以下が被害となる交通事故の発生状況については、8月末の死者は残念ながら1名、幼児である。また、傷者は89名であり、主な内訳は歩行者が19名、自転車乗用中が21名である。

遊佐久男委員

自転車事故が結構多い気がした。スタントマンが交通教室で自転車に乗り危険な例を見せたところ事故件数が減少したとの話を教育新聞で読んだことがあるが、本県では実施しているのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

8月末時点での自転車事故の傷者は小学生が8名でプラス3名、中学生が12名でプラス1名、高校生が48名でマイナス1名という被害状況であり、自転車事故の防止は非常に大事な取組であると考えている。

委員指摘の交通教室はスケアード・ストレイト教育技法と呼ばれる。これは、プロのスタントマンが実際に生徒の面前

で危険な自転車走行を行い交通事故を再現し、その怖さを視覚的に疑似体験させることで交通ルールや交通マナーの遵守の重要性を理解させる交通安全教育方法である。県警察本部主催で1回、JA共済連福島（全国共済農業協同組合連合会福島県本部）主催で5回、合計1,276名に対して実施している。今年度の対象はいずれも中学生である。

遊佐久男委員

高校生のマナーが悪い。1名であればきちんと守るが、人数が多くなると集団の心理が働くのかルールを守らなくなるのが現状であると思う。高校生に対ししっかりと指導しなくてはいけないと思うが、所見があれば聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

自転車のルールをしっかりと守っていない高校生も見受けられる。現在、自転車指導啓発重点地区路線を選定しホームページにも公表している。自転車の取締りについては自転車指導啓発重点地区路線を中心に、高校生を含めた指導警告等を実施し交通秩序の維持に努めている。

亀岡義尚委員

交通事故が1件でも少なくなるようにとの願いを込めて、ドライブレコーダーについて聞く。最近ワイドショーや情報番組を見ていると、危険運転、あおり運転、最近では隕石が飛んできた様子まで映るなど、ドライブレコーダーは随分と普及しているように思うが、県警察ではドライブレコーダーの普及率を把握しているのか。また、ドライブレコーダーの映像は交通事故が発生した際、捜査段階における物証になると思うが、その有効性について聞く。

交通部交通指導課長

まずドライブレコーダーの普及率については、県警察においては統計を取っていないため不明である。ただ、事故車両を見ると、大体の見目では一般車両が6割程度であると思うが、事故車両のみ限定すると車両事故当事者の車両については装着率は結構低いように感じている。統計を取っていないためははっきりはしないが、そのような状況である。また、委員指摘のとおり、ドライブレコーダーはあおり運転における立証では非常に有効である。

最近の事故に、赤信号を無視して横断歩道を渡った歩行者が、青信号で進行してきた車両と衝突してけがをした例がある。事故車両のドライブレコーダーにその状況が映っており、通常であれば交通弱者である歩行者が被害者になるところ、ドライブレコーダーの映像では車両の進行方向は確かに青であったとのことで、両方を被疑者として現在捜査中である。このように、ドライブレコーダーが普及していけば誤った判断が減少していくと思うため、交通捜査の立場からはドライブレコーダーの重要性を非常に感じている。

長尾トモ子委員

まず保育園や幼稚園の付近では最近歩道整備がされているが、小さい子供たちの事故が多いためか積極的に事故対策を行っているのだと思う。県内では事故対策をどの程度進めているのか取組を聞く。

続けて質問する。猪苗代湖の警備艇について、例年は夏のみであった出動期間が今年から5～11月に延びたが、その効果を聞く。

3点目に聞く。おとといの午後9時半頃に県庁まで車で来たところ、ある議員の車の脇に人が立っていた。不審だと思いいち応しばらく見ていたが動かないため、守衛に話して戻ってきたところいなくなっていた。後ほど防犯カメラ上では危険はなかったと聞いたが、公園が近く誰もが通るため、議会中は特に県警察として対策を考えてほしいと思う。

時間がないため、3点について手短かに質問した。

交通規制課長

通学路対策については、昨年の八街児童5人死傷事故を受けて、教育委員会、道路管理者、県警察による合同点検を実施し、令和3年9月までに危険箇所を抽出した。県内では1,289か所の対策が必要であり、県警察による対策を要するものが380か所、940項目であった。これらについては5年度末までに全て対策を済ませるよう指示がなされていた。県警察では今年9月までに、新しい規制は公安委員会の意思決定を受けた上で更新のための工事を全て発注している。

さらにもう1点付け加える。今年春から小学校の通学路全ての横断歩道の数、約6,100か所について精査した。これま

では挙げてもらった箇所を更新していたが、全てを更新するとの方針で精査したところ約3,400か所あり、こちらも9月までに全て工事を発注した状況である。現在着々と見直しを進めている。

総合運用指令課長

猪苗代湖における警備艇の警備効果について説明する。警備艇の運用については、本年4月28日に冬期間の上架を終え猪苗代湖面に下ろしている。

その後、猪苗代湖水上遭難対策協議会やボランティア団体の猪苗代湖船舶安全協会とともに猪苗代湖の警戒に当たるため、6月10日に出動式を実施し、改めて警戒活動を開始している。

先般は大変心配をかけたが、6月16日にきびたき号の故障が判明し、それ以降7月1日から機動隊の救難艇や借り上げ船を運用し水上での警戒を継続していたが、9月12日に修理が完了し活動を再開している。きびたき号が運行できない期間はあったが、代替船等により水上での警戒を実施していた。あわせて今年は7～9月を全県が対象である水難防止対策推進期間として、特に猪苗代湖においては各警察署の警戒のほか、警察本部の地域部、交通機動隊、警備隊により陸上部分の警戒も実施した。

効果については、おかげさまで遊泳客の事故及び遊泳客とプレジャーモーターボートの事故は発生していない。プレジャーモーターボート自体の事故については、7月以降のシーズン中に7件、10名ほどがけがや行方不明となっており、行方不明者については捜索を継続している状況である。水上面での警戒は幅広く実施しているが、事故は発生している状況である。

今後も寒くなる時期までプレジャーモーターボート等の利用が続くため、きびたき号の運行を継続し、県民や県外の観光客が事故等に遭わないよう警戒に当たっていききたいと考えている。

警務部統括参事官兼警務課長

県庁内駐車場の防犯対策に関する質問と理解したが、県警察全体を所掌している私から説明する。

県庁舎内の敷地は県の管理でありなかなか難しいため、県警察としては不審者がいた際は110番通報してほしい。民間からも近くに不審者がいるとの110番通報が結構入っている。警察官が臨場し「何をなさっているのか」と職務質問を行い、合理的な理由があれば「大変お世話になりました」と帰宅してもらうことになっている。結構な数の不審者がいると思うため、ずっと見ているのはなかなか難しい。本来であれば重点的に警戒を実施したいと思うが、県内は広いことから通報があればすぐに駆けつける体制としているため了承願う。

長尾トモ子委員

会期中だけであると思う。県の敷地であり入れないのかもしれないが、今後そういう事例があったと少しでも意識してほしい。

鈴木優樹委員

時間が押しているにもかかわらず申し訳ない。

先ほどの猪苗代湖の夏場の警備については、非常に多くのパトカーが陸上から水上バイクに対してサイレンを鳴らし、非常に強く頼もしい言葉で阻止している様子を私も実際に自分の目で見た。大変意味があったと思うため感謝する。

私も相談を受けたため質問したが、今年は治安がよかったとの声も届いていることを知らせる。

(10月 3日(月) 保健福祉部)

佐久間俊男委員

原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係る増額補正について説明があった。ロシアによるウクライナ侵攻に伴う原油価格高騰を含め、我が国のエネルギーの安全保障が危ぶまれるほど非常に厳しい状況の中で、障がい者や高齢者の施設などはしっかり対応していかなければならないと思う。電気、ガスや車両燃料費がどの程度値上がりしているのか、詳細を分かりやすく説明願う。

高齢福祉課長

委員指摘の事業については約12億円の増額であると説明したが、うち9億円が高齢者施設であるため代表して答弁する。ウクライナ危機を契機とした原油価格高騰への対応については、関係団体との意見交換を内々に進めていた。各団体からの要望では年度当初では電気料金は約4～5割、ガス料金は2割以上値上がりしているとのことである。

佐久間俊男委員

補正による施設支援は、4月頃に遡って行うのか。

高齢福祉課長

現時点の積算では、今年4～9月までの電気、ガス、灯油代などの光熱費について、施設の規模にもよるが、昨年度比の差額のおおむね2分の1を、100万円を上限に補助する立てつけで考えている。

佐久間俊男委員

施設には節電などを行ってもらい、上限の100万円を超えないように支援するのか。

高齢福祉課長

今回の物価高騰への対応は、緊急避難的に実施しようと考えているものである。

施設運営費に必要なエネルギーなどの経費上昇については、事業者の自己努力として節電や様々な施設の省エネ化、一部は入居者の負担などにより収入を確保しながら対応していく必要がある。今回の値上がりがかたに急激であることから緊急避難的な定額補助により一定程度経営を支援する中で、事業者には今後について検討の上対応してほしいとの考えで制度設計を考えている。

佐久間俊男委員

今後とも物価や原油価格の高騰をしっかりと見守り、施設が困らないようコミュニケーションを深めてほしい。

佐藤政隆委員

今の物価高騰対策について、部長説明では「社会福祉施設等」とのことだが、施設の数や種類について分かりやすく教えてほしい。あわせて、NPO法人等も含めて対象になるのか説明願う。

高齢福祉課長

「社会福祉施設等」として説明している生活福祉総室が所管の対象施設は、高齢者施設が約3,500施設、障がい者施設が約1,500施設、障害児入所施設が約300施設、保護施設が11施設である。県では指定や許可などをしており施設を把握しているため、法人格にかかわらず対応していきたいと考えている。

荒秀一委員

保13ページに該当すると思うが、新型コロナウイルス感染症対策全般の補正について基本的な考え方を聞く。第7波という現況もある中で先ほど部長から「今後の感染拡大を見据え」との説明があったが、どの程度の感染者数を見込み積算しているのか。

地域医療課長

第7波の感染規模が非常に大きかったが、昨年度における当初予算計上時にはここまでの規模を想定していなかった。そのため6月補正、今回の9月補正でさらにまだ不足する分として計上している。例えばホテルについて、当初は年度途中である程度感染が落ち着いていくと想定していたが、1年間を通じて感染が拡大している現況であり、現在維持している12か所のホテルの維持が当面必要であるため計上している。今後も第8波があると思うが、今回の規模以上になると想定して現在の対応を講じていきたい。

荒秀一委員

想定を超えた第7波の感染状況については、本当に対応御苦労さまである。

保13ページ、新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業については、健康観察のためのフォローアップセンターの充実をより図るとの説明であった。健康観察の対象者数が結構多く大変な思いであったと思うが、フォローアップセンタ

一のこれまでの現況と充実させるための課題について大まかでよいので聞く。

医療調整担当課長

新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業において、フォローアップセンターの体制強化を行うこととしている。当初フォローアップセンターを4月に立ち上げ、6月補正で10月末までの分として予算を計上し議決されたが、今回は11月1日以降今年度の3月末までの分として計上した。

活動については、4月からの対象者の重点化、10月の全数届出見直しを踏まえ、健康相談のフォローアップとしてしっかり対応していく。

荒秀一委員

内容というよりは、現在の体制でも健康観察が十分に機能しているのか、分かる範囲で教えてほしい。感染者が増え自宅療養者数が大変多くなり、担当部署においても健康観察では苦勞したであろうと強く理解する。来年3月分までの予算増額については理解するが、現時点における改善点がないのか聞く。

医療調整担当課長

少し状況が変わってきている部分もあるが、7月下旬までは陽性者として届け出た者は全て健康観察を行うということで、昨年度までは保健所が全て実施していた健康観察をフォローアップセンターで対応する体制を取っていた。マイハーシス(MyHERSYS)という国のシステムを用いて本人が入力して実施する健康観察と直接電話で話しての対応等を組み合わせながら実施しており、7月には最大で7,000名近くの健康観察を実施してきた実績がある。その後は対象を重点化し、重症化リスクの低い者については自分で自己観察を行い、具合が悪いなど何か気になる点があれば相談できる体制を構築してきたところである。

9月26日からの全数届出見直し後も、本人には自分で健康観察をしてもらい、気になる際は相談してもらおう体制に切り替わったが、既に7月下旬から同様の体制になっており、全ての相談を受け付けられる体制として構築してきたことから、今後も患者が増えた際の体制については、より改善もしながらその中で対応できると考えている。

荒秀一委員

本当に御苦勞さまである。陽性となった自宅療養者数が急増する中で、苦慮していることについて理解する。様々に精査しながら、今後に向けて単に予算を補正するのではなく、改善点については速やかに改善を願う。また、自宅で誰に相談したらよいのだろうという罹患者の戸惑いや孤独感があるため、その辺りも配慮願う。要望にとどめる。

長尾トモ子委員

先ほど高齢福祉課長の答弁があったが、佐藤委員の質疑に対しては「法人格にかかわらず」との言い方をしていたと思う。法人格のない部分については、どのように原油価格高騰に関する通知を発出するのか仕組みを教えてほしい。

高齢福祉課長

この事業の議決後の周知に関する問いとして聞く。高齢福祉課の例を述べると、ファックスやメールアドレスの登録がある事業所や介護老人保健施設や認知症グループホームなど関係三団体の会員へ送付するほか、ホームページへ掲載する形で周知を図っていきたい。他課の施設については数が少ない部分は全て郵送等で周知できるため、同様に周知していく。

長尾トモ子委員

大変困っているNPO法人等も多く、その点はしっかりと把握し支援することが大事であると思うため、よろしく願う。その辺りの詳細が決まったら、どのように実施したのかを教示願う。

保16ページ、総合医療情報システム運営事業については、年間所要見込みによる補正とのことである。金額的には大きくはないが非常に大事な事業であると思うため、今回の補正でどのような点を改善していくのか内容を聞く。

地域医療課長

総合医療情報システム運営事業は、通称「ふくしま医療情報ネット」として救急病院や消防などの情報を漏れがないよう整理し、県民がホームページで検索できるシステムである。県が回線を確保し救急医療機関等に機器を配置しているが、

これまで接続していたADSL回線のサービスが来年1月で終了するため、光回線に移行することとなった。多少は必要経費を計上していたが、実際の現場ではかなり高額になることから450万円ほど増額計上した。回線等を更新しながら、引き続き救急情報が共有できるよう進めていく。

佐久間俊男委員

保12ページ、抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業について、財源を聞く。また、タミフルなどの感染時の治療薬や予防のためのワクチン接種など様々あると思うが、詳細を説明願う。

地域医療課長

今回の補正については、新型インフルエンザに対応するための抗ウイルス薬を都道府県で備蓄するものである。財源については、一般財源を軸として国庫補助金を活用しながら充当する。内容としては、国ではどのような薬をどの程度備蓄するかについて全国各県に定期的に示している。タミフルやリレンザなどを耳にしたことがあると思うが、この夏に新たに示された内容の例では、今後はゾフルーザを備蓄薬に入れてほしいとのことであったため、今回の補正の経費により備蓄薬とその量の見直しに対応したい。

佐久間俊男委員

報道によると新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行するのではないかとのことであり、心配で質疑した。全国一斉に流行が重複した場合は様々な問題が生じると思うため、薬剤を十分に購入し備蓄できるかが心配であるが、その点はどうか。

地域医療課長

今の質問については、補足説明後に回答したい。

この冬には新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されているが、今回計上する分は今後発生するかもしれない新型インフルエンザの分であるため、季節性のインフルエンザとは別の話として理解願う。

県としても新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を懸念しているため、発熱する患者が今後増えることを想定して診療体制の確保など体制強化に取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

よろしく願う。

荒秀一委員

一般質問のほか私も委員会にて質問している福祉・介護職員の処遇改善については、9月までは国から医療・介護従事者への財源の支援があったが10月以降はどうなるのかとの思いがある。一般質問では希望する介護事業者に社会保険労務士を派遣するなどの答弁もあったが、これまでと制度の仕組みが異なることから各事業者へ周知しなければいけない。改めて、この10月からの処遇改善についてどのように事業者へ働きかけていくのか、また事業者等からの現状など情報を得ていると思うが、その辺りを聞く。

医療人材対策室長

医療従事者の処遇改善について説明する。

医療従事者のうち看護職員については、今回診療報酬改定において収入の3%を引き上げる仕組みが新設され、具体的には看護職員処遇改善評価料として患者の入院料に算定される。看護職員の賃金の引上げが確実になされるように、対象となる医療機関に制度の仕組みを周知しているところである。

高齢福祉課長

引き続き介護職員の処遇改善について説明する。

委員指摘のとおり、2～9月までは国から県が補助金を受け取り、申請があった事業者に支払っている。10月以降はこの仕組み自体が介護保険制度に立てつけられ、要件を満たす事業者には介護報酬内で加算され支払われる形になるが、補助要件も介護報酬の加算要件も全く同じである。

処遇改善加算の取得には、事業所内で介護職員が働きやすい制度、実績や能力に応じて昇給する仕組み、それを支えるための研修など様々な要件があり、それらの要件を立てつけた就業規則をしっかりと職員に示した上で、介護報酬を増額するものである。この加算の取得にはこうした要件があるが、既存の処遇改善加算を取っている事業者には、今回介護職員1名当たり9,000円が追加で加算されることになる。県としては既存加算を取得している事業者に補助金を支払っており、10月以降は既存の加算を取得している事業者にさらに重ねて新たな加算が支払われていく形になる。

補助金にせよ介護報酬にせよ職員の昇給がなされていることが支払い条件であるため、しっかり対応している事業者へ支払いをしていくとともに、加算を取っていない事業者も若干あるため、制度の周知を図りながら取得を支援していく。

荒秀一委員

今の説明を総合すると、医療従事者である看護職員の処遇改善については、10月以降の診療報酬改定においても9月までと同様に処遇改善が継続されると理解してよいか。あわせて、介護従事者についても同様の質問になるが、先ほど1名あたり9,000円の加算との説明があった。加算を取得する事業者がほとんどに近いと思うが、継続して処遇改善がなされているとのことでよいか確認する。

医療人材対策室長

看護職員の処遇改善については、診療報酬を算定する上で処遇改善のための計画書や実績報告書を提出してもらうことになっている。それらを確認することで確実に賃金が引き上げられる制度の仕組みになっているため、その点を周知していく。

高齢福祉課長

10月以降の加算については、介護報酬の支払いの中に立てつけられるため、逆に言えばその制度を届け出ている事業者へは必ず支払われることになる。

佐久間俊男委員

何点か聞く。

先週金曜日の地元の新聞によると、物価高の影響による生活困窮者の支援に取り組む民間団体を対象として6団体に助成が決定されたとのことである。

先ほど補正予算の審議において、佐藤政隆委員から対象団体について質疑があったが、この6団体との関連はあるのか。また、事業内容を教えてほしい。

社会福祉課長

委員指摘の助成関係については、6月補正時に議決された生活困窮者支援活動緊急助成事業である。8月5～31日まで実施団体を公募し審査した結果、6団体について事業を採択したとの内容が報道された。

この助成事業の内容は、新型コロナウイルス感染症における物価高騰等に直面する生活困窮者に対する支援として、地域で生活困窮者支援に取り組む民間団体に対して、必要な活動経費を緊急的に助成するものである。そのため、先ほどの答弁内容とは事業内容が異なるが、基本的にはNPO法人や社会福祉法人など法人格を持った民間団体が対象である。ちなみに、その中にはフードパントリーという食料支援を実施している一般社団法人も含まれる。

佐久間俊男委員

10月4日まで追加募集もされているとの記事も掲載されていた。時期的に物価高騰により生活困窮者は大変な状況になっているため、これまで以上の取組を願う。

続けてもう1点質問する。

さきの一般質問では「世話やき人」について質問した。先日ラジオを聴いていたところ、会津地方振興局主催で婚活イベントを実施するとの話があった。本県の人口減少に歯止めをかけるという意味では、こうした県主催の婚活イベントは大きな役割の一つであると考えられる。会津地方振興局以外の地方振興局における、年度内の取組やこれまでの取組状況を聞く。

こども・青少年政策課長

地方振興局における交流会等の取組については、昨年度から会津地方振興局で取り組み、今年度は南会津地方振興局と協力しながら実施すると聞いている。それ以外の地方振興局については、現在のところそうした取組はなされていない。

佐久間俊男委員

承知した。県全体の取組の一環として実施することで底上げが図られ、民間団体や個々人の婚活への大きな励みになると思う。これらの事業を通して、ぜひとも県内の各地方振興局に拡大を願い、要望とする。

亀岡義尚委員

これまでの議論において物価高騰やインフルエンザの流行など様々なキーワードが出てきたが、マスク着用が当たり前であり外すにはまだ時間を要するのではないかと思う。先ほど生活困窮の話題が出たが、私たちは当たり前のように入れたマスクを付けているものの、家計によっては購入できずに困っている家庭があるとの声を学校等から聞いていないか。こうした状況が長くなっており、そのような家庭があればかわいそうであるため、インフルエンザや物価高騰などのキーワードが出てきたことから聞いておきたい。生理用品の話ではないが、もしそうしたことがあれば学校ぐらいにはきめ細やかにマスクを置いてあげてもよいのではないかと思ったため質問した。何か声が寄せられているか。

社会福祉課長

生活困窮に関しては自立相談支援機関が相談を受け付けているが、直接的にマスクが足りないとの相談については聞き及んでいない。相談の中でマスクや日用品の不足について相談があれば、(一社)福島県社会福祉協議会に委託している自立相談サポートセンターにおいて食料品等も含めて在庫があれば支給が可能であるため、相談の中でニーズを拾い対応している状況である。

亀岡義尚委員

今の件については承知したが、子供に関することであるため子供や学校などに一度聞いてもらうなど県教育委員会等による実態調査が必要と感じるが、子供関係を所管する者がいれば聞く。

子育て支援課長

例えば職員がマスクを着用すると表情が見えないため、子供の発達に影響があるのではないかと懸念されている。

また、マスクについては、コロナ対策に係る掛かりまし経費として保育所等へ購入費用を支援するなど対策を実施している。

遊佐久男委員

こども家庭庁ができようとしているが、検討機関など県においてどのように検討しているのか。

こども・青少年政策課長

こども家庭庁については本年6月に法案が成立し、国に設立準備室が設置され、来年度4月1日からの開始に向けて今取組がなされている。内容については、各省庁が所管する子供に関する業務をこども家庭庁に統一させるもので、先日設立準備室から業務内容や概算要求について説明会が実施されたところである。今後も国の動きを捉えて、県としても来年度設置のこども家庭庁に対応できるよう取組を進めていく。

遊佐久男委員

県教育委員会や総務部など様々な関係各課があると思うが、それらに横串を刺すことも必要であると思う。今後県としても検討していかなければならないと思うため、様々な情報が出たら教えてほしい。要望とする。